

茨城大学における障害のある学生のための

バリアフリー推進に関する基本方針

平成30年 3月20日

理念

茨城大学は、障害のある学生が、学修や研究等を行なうことに困難を感じる時、単に疾患や機能障害があるということだけで困難が生じるのではなく、環境（人的・物的含む）が整備されていないことにより生じる障壁（バリア）などとの複雑な相互作用で、困難が生じると考える。

よって本学は、障害を生み出す物理的・社会的・制度的・心理的な障壁を取り除く（バリアフリー）とともに、すべての学生が安全・安心に学修や研究等が行えるよう、誰にとっても利用しやすいデザイン（ユニバーサルデザイン）の環境づくりを推進する。

それらにより本学は、すべての学生が相互関係の中で多様性に触れ、共に過ごしやすい環境への気づきや理解を促進できるような関係性の構築を目指す。

基本方針

1. 目的

この基本方針は、茨城大学における障害のある学生に対する学修や研究等の支援に関し基本となる事項を、障害者基本法の理念に則り定め、本学のバリアフリー推進に資することを目的とする。

2. 支援体制

教職員及び学生並びに学外機関等が積極的に連携協力することにより、障害のある学生のためのバリアフリー推進を目指す。また、バリアフリー推進室は、障害のある学生のためのバリアフリー推進に関する専門的な助言、調整等を学内及び学外機関等に対し行う。

3. 啓発

障害のある学生が学修や研究等を円滑に行えるよう、学内及び社会のバリアフリーを推進するための啓発を行う。

4. 施設のバリアフリー化

施設のバリアフリー化を推進するため、多様な人々の利用に配慮した計画・設計をするよう努める。

5. 情報の利用におけるバリアフリー化

障害のある学生が円滑に情報を取得及び利用し、その意思を表示し、並びに他人との意思疎通を図ることができるようにするため、必要な方策を講ずる。

6. バリアフリー教育の充実

バリアフリーに関する教育の充実を図る。

7. 学修や研究等の環境における安全・安心

障害のある学生が、安全にかつ安心して学生生活を営むことができるようにするため、防災及び防犯をはじめ、個々の学生に応じた学修や研究等の環境における必要な整備をする。

8. 就労支援

障害のある学生への就労支援を行うため、学内の資源を十分に活用するとともに学外機関等との連携も含めて必要な方策を講ずる。

9. 国際的協調

障害のある学生への支援及びバリアフリー推進を国際的な協調の下に実行し、障害のある学生の国際交流の推進に関する必要な方策を講ずるよう努める。